

中野フォーラム | 2021 JANUARY | 中野公認会計士事務所

# NAKANO FORUM

- P2 年頭所感  
諸外国に学び、コロナ後に備える
- P3 税務相談室  
一時帰国が長期化した場合の注意点
- P4 民法改正「特別の寄与」制度について
- P5 脱ハンコ  
～テレワークの拡大に向けて～
- P6 Topics  
女性活躍のための課題の一つ  
「仕事時間」
- P7 バーチャル株主総会  
文化街道  
家訓に学ぶ
- P8 一寸一言  
睡眠について  
ニュースを読む  
DX デジタルトランス  
フォーメーション



年頭  
所感

## 諸外国に学び、コロナ後に備える

所長 公認会計士 中野 雄介

新年あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルスの猛威により全世界が混乱をきたした年でした。日本では、その影響で東京五輪が延期となり、多くのイベントが中止や縮小を余儀なくされました。もちろん、今もなお新型コロナウイルス感染症が収束したわけではありませんが、コロナ禍の中であって政治的なイベントが多かった年でした。

年初には英国がEUを予定通り離脱しましたが、英国の混迷は長期化することでしょう。夏には安倍首相の突然の辞任がありました。幸い大きな混乱なく菅政権へと引き継がれましたが、コロナ禍において課題は山積しています。力強い実行力とリーダーシップに期待したいところです。また、大阪都構想は、僅差により実現しませんでした。住民の総意が変化を拒んだのでしょうか、4年後に万博が控えているとはいうものの、このままで大阪が大きく活力を取り戻し日本の二つ目のエンジンとして機能するようになるとは思えません。一方米国では民主党バイデン大統領の誕生が間近です。市場は概ね好感触のようですが、分断が進んだ社会の立て直しはそう簡単ではないでしょう。

## 中国の先進的成果は無視できない

さて、一昔前「米国がくしゃみをすれば日本は風邪をひく」と言われました。それは、米国への依存度が高く、また、米国の流行が少し遅れて日本にやってくることの比喩として使われました。昨今の米国のような分断がやがて日本にも訪れるのでしょうか。確かに、日本でも令和になる前から格差の問題が取り上げられていました。しかし我が国においては国民皆保険や労働法が整備されており、対立よりも融和、競争よりも互助を尊ぶ国民性が、分断に歯止めをかけるのではないかと思います。

むしろ、中国のくしゃみに気を付けなければなりません。ご存知の通り近年における中国の経済成長は目覚ましく、世界のトップ10に名を連ねる企業も出て

きています。

アリババでは、今までであれば全土に販売網を構築して一定の売上を上げるまで3年はかかっていたところ、情報技術を駆使した戦略的マーケティングでほんの1時間でその売上を達成するなど驚異的な進化を遂げています。また、ファーウェイでは、ガバナンスや後継者の育成も含めたファーウェイ基本法を制定し、急速な成長と持続可能な経営をシステムでもって両立しようとしています。

中国は、いわば10億人を超える巨大市場における社会実験を敢行中なのです。米国が深刻な分断に悩まされている中、中国における社会実験の成果はどんどん世界に拡散し、日本もその現状を無視できなくなるでしょう。

よく考えれば、太古、日本は中国から多くの文化、知識を吸収してきました。決して脅威とだけ捉えるのではなく、いいものは上手に吸収して活用するぐらいの強かさがこれからは必要でしょう。

## コロナ後に高まる日本のプレゼンス

日本では概ねコロナへの対応も冷静で、理由はよく分からないものの、コロナによるダメージは世界の中でも飛び抜けて軽い部類です。一致団結してこの国難に立ち向かい、コロナ禍を克服できた時、新たな国際秩序の中で日本のプレゼンスは相対的に大きくなっていくことでしょう。米中対立構造、コロナの痛手の中で、日本が再び活力を取り戻す可能性は大いにあります。その時に備えて今できることを確実に実行していく、今年はそんな年になるのではないのでしょうか。

今年の夏に東京五輪が開催され、コロナが収束に向かい、再び日本経済が復活し、そして日本が国際社会でリーダーシップを発揮している。そんな1年になることを心より祈念いたしております。

皆様方にとって幸多き年でありますように。

一時帰国が長期化した場合の注意点  
コロナ禍でインド(租税条約締結国)に赴任している社員(インドの居住者)が、日本に一時帰国して滞在期間が半年近くになります。一時帰国が長期化した場合にインド現地法人から支払いを受ける給与の日本での取り扱いについて教えてください。

税務相談室  
CONSULTATION ROOM

## 【取り扱い】

## 1. 短期滞在者免税(183日ルール)

租税条約締結相手国(日本)に滞在する場合に適用され、日本での滞在日数が183日以内であるなど、下記の要件を満たしている場合には日本における課税は免除されます。

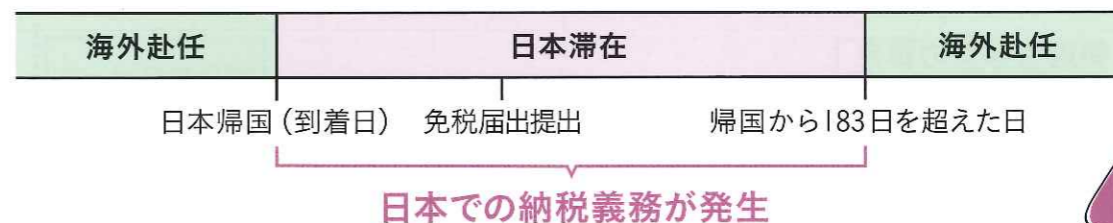
適用を受けるためには「租税条約に関する届出書」の提出が必要です。

## 短期滞在者免税適用の要件

- 日本での滞在期間が183日(その年度又はその年度の前年を通じて合計183日)を超えないこと
- 日本の居住者(日本の法人等)から給与等が支給されていないこと
- 日本にある恒久的施設が給与等を負担していないこと

## 2. 一時帰国して183日を超える場合

租税条約に関する届出書を提出していても、帰国時まで遡って支払いを受けた給与等について免税措置は適用されず、納税義務が生じます。



## 【滞在日数の計算方法】

短期滞在者免税における滞在期間は、入国日から出国日までの期間が183日を超えるかどうかで判定します。また滞在期間には、到着日、出国日、祝日、休日、休暇、ストライキ、都市封鎖(ロックダウン)など含むとされていますので、滞在日数のカウントの際は注意が必要です。

## 【租税条約締結相手国】

2020年10月1日現在、日本は141の国・地域と78の租税条約を締結しています。ただし、アフリカ・中東の大半の国々とは租税条約は締結していません。(日本が締結した租税条約一覧は財務省ウェブサイトを参照)

租税条約の短期滞在者免税の183日の計算にはコロナ禍による日本滞任を滞在期間に含めない措置は発表されておらず、滞在期間が183日を超える場合には、その滞在期間中にインド現地法人から支払いを受けた給与等について、日本において確定申告が必要になりますのでご注意ください。

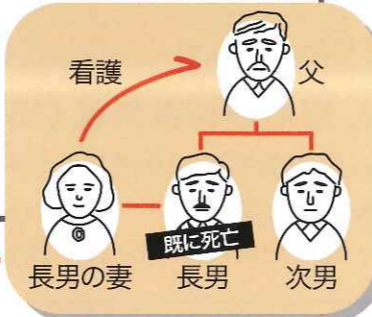
税理士 北村 大作

## 民法改正「特別の寄与」制度について

令和元年7月1日に新たに施行された「特別の寄与」制度についてご説明します。

Q:

今回亡くなった父には、長男の妻と次男がいました。長男は、既に亡くなっており、長男の妻が父を看護してきました。父の相続について、次男に相続権はありますが、長男の妻には相続権はありません。父の看護をしてきた長男の妻は、父の財産を取得することはできないでしょうか？



A:

### ① 特別の寄与制度の概要

長男の妻は、父が長男の妻に財産を譲る遺言を作成してなければ、父の財産を取得することはできません。

「特別の寄与」制度では、長男の妻が財産を相続した相続人に対して、金銭を請求することが可能になりました。そして、その要件は次のとおりです。

- ・亡くなった方の親族（相続人、相続放棄者などを除く）であること
- ・無償で療養看護などをしたこと
- ・亡くなった方の財産維持等にご貢献したこと

### ② 特別寄与料

長男の妻は、相続人である次男との間で協議をして、支払請求額を決定します。この支払額を特別寄与料と言います。そして、その協議が整わない場合、家庭裁判所に申し立てを行い、審判により特別寄与料が決まります。

### ③ 特別寄与料の算定

家庭裁判所は、療養看護の場合には、次の方法などを用いて特別寄与料を算定します。

- ・介護保険報酬基準額に介護期間を乗じて計算する方法
- ・遺産総額に財産を維持したことによる評価割合を乗じて計算する方法

### ④ 家庭裁判所への請求期限

家庭裁判所への請求期限は、次のとおりとなります。

- ・相続開始（亡くなった日）と相続人を知った日から6か月以内  
又は
- ・相続開始時から1年以内

### ⑤ 相続税への影響

次男から長男の妻に対して、特別寄与料の支払いがあった場合、それぞれの相続税の課税対象になる金額は、次のようになります。

- (1) 長男の妻 特別寄与料の額
- (2) 次男 相続財産の額 - 支払った特別寄与料の額

改正前の制度では、相続人に限り亡くなった方への貢献度を考慮できる制度でしたが、今回の改正により、相続人以外の親族が貢献度に応じた金銭を請求できるようになりました。

少子高齢化と核家族化が進む中で、親族等が高齢者の療養看護をできず、第三者に委ねる機会が増えると思えます。更なる制度の緩和を望みたいところです。

税理士 宮原 洋平

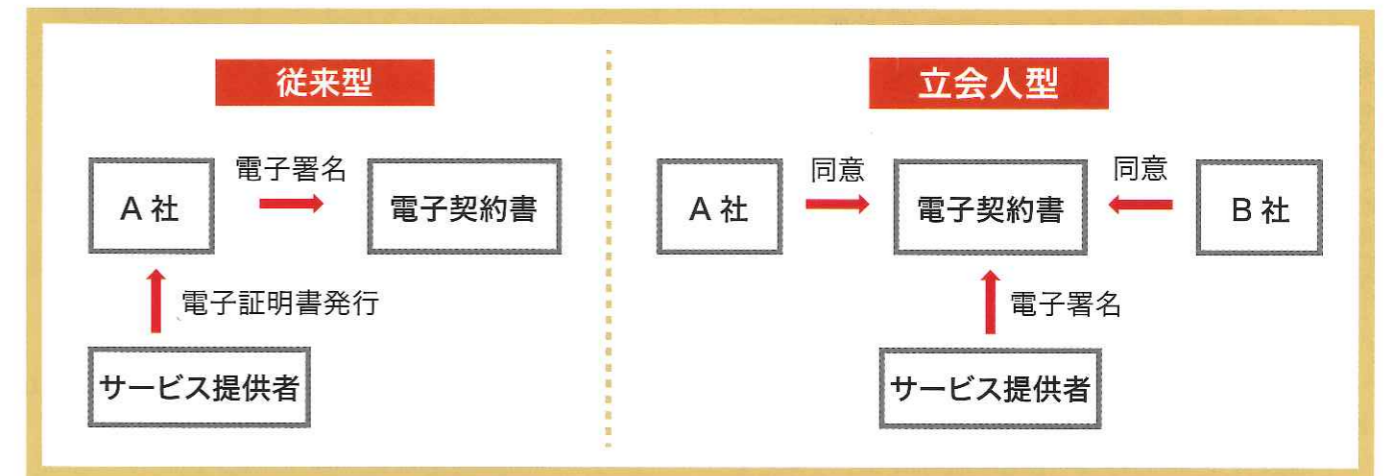
## 脱ハンコ ~テレワークの拡大に向けて~

ニュースや新聞でしばしば「脱ハンコ」というワードを見かけるようになりました。その背景には、コロナ禍でテレワークの必要性が高まるなか、社内決裁や契約書への押印のため出社しなければならないなど、ハンコ文化がテレワーク拡大妨げの要因の一つになっていることがあげられます。

政府は行政手続きで必要な認め印を全廃し、民間から行政機関への申請などで押印が必要な手続きのうち、99%以上について押印を廃止すると発表しています。また、民間企業での取り組みとして、日立製作所は押印を全面廃止し、グループ全体での紙の使用を5億枚減らす目標を掲げました。5億枚の紙は、なんとスカイツリー71本分にも相当するそうです。

脱ハンコを実現する手段のひとつとして、電子契約があります。

電子契約には2種類あり、従来型（当事者型）と立会人型があります。



従来型は契約の当事者が本人であることを裏付けるための電子証明書（印鑑証明にあたる）をサービス提供者に発行してもらい、電子契約書に電子署名を行う方法です。一方、立会人型は、オンライン上にアップロードされた契約書について、当事者が同意して契約が締結されたことを電子契約サービス提供者が立会って確認のうえ電子署名を行うものです。契約当事者が電子証明書を発行してもらう必要がなく利用しやすいため、主流となっています。

電子契約以外にも、電子決裁や社印の電子版である「eシール」等の利用も脱ハンコに繋がるでしょう。

脱ハンコのメリットは、文書の電子化により検索が容易となる、紙代や印紙代の節約につながる、紙の保管コスト削減、紛失・劣化・情報漏洩のリスクを減らせる、紙の利用が少なくなり環境保護アピールができる等があります。一方、デメリットは、オペレーションの変化への対応が必要である、資料の全体が見えにくい、導入コストがかかる、システム障害の影響を受ける等があげられます。

従来の慣習を変えることは簡単ではありませんが、昨今の新型コロナ事情や世の中の動きを見ると、テレワーク拡大に向けた脱ハンコやペーパーレスに取り組んでいく必要が少なからずありそうです。会議の場で紙の資料をなくすことや、署名で足りるところはハンコを押さなくても良いとするなど、身近なところから意識を変えて行くことも必要かもしれません。

公認会計士 川島 昌人

Topics

女性活躍のための課題の一つ「仕事時間」

「女性活躍推進法」が2015年8月に施行されてはや5年が経ちました。「女性管理職を増やす」という目標への取組みには、当事者の女性だけでなく、経営層、周囲の管理職、人事部のそれぞれの立場の苦悩があると思います。

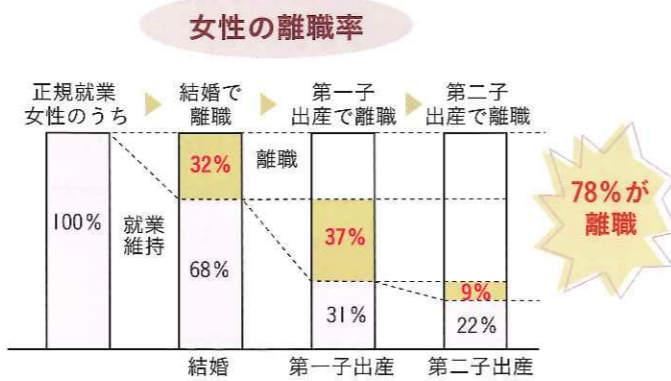
女性活躍のための課題はいくつかあるかと思いますが、今回は「仕事時間」にフォーカスをあて、解決策の一例を挙げてみます。

管理職になる前の女性へのアンケートで「管理職になりたくない」と回答した女性は9割近くいるというデータ(マクロミル2017年5月調査)があります。

管理職になりたくない理由はいくつかありますが、以下のような仕事量や時間に関係する理由が多くあります。

- プライベートとの両立が難しい
- 休みがとりづらくなる ● 忙しくなる
- 残業が増える
- 報酬が業務量や責任に見合わない

また、管理職に関係なく女性の離職は、結婚で32%、第一子出産で37%、第二子出産で9%と、正規就業女性のうちの8割弱が第二子出産までのライフイベントによって離職しているというデータがあります。ライフイベントと仕事を両立しようとすると、それぞれに十分な時間をかけられないことが、離職の理由となっている場合が多いようです。



出所：内閣府(2013年版男女共同参画白書)

これらの状況から、女性活躍の課題の中で、「仕事時間」が重要なテーマの一つだとわかります。長時間労働につながる習慣を変えて、限られた時間の中で効率的に進め、時間の使い方を工夫することで、「仕事時間」の問題が解決するのではないのでしょうか。ではどうしたらいいのか、具体的な例を挙げてみます。

① 業務の効率化を進める

「ワークプラン」を作って仕事の計画全体図を整理して進捗が見える化し、一方でしっかりとコミュニケーションを重ねることで、メンバーのお互いの傾向を共有しながら円滑に仕事を進め、業務の効率化を進めることができます。何でもかんでも効率化して削ぎ落せばいいというのではなく、信頼関係や相互理解を促すコミュニケーションは削ってはけません。

※「ワークプラン」：仕事に着手する前に、何を、どこから、誰とどう進めるかを定める仕事の計画全体図

② 時間の見直し

集中できる時間は限られており、人それぞれ集中できる時間帯、曜日、場所は異なります。集中時間を作るために、Googleカレンダー等にできるだけ細かく予定を入れてチームで情報を共有し、またこのカレンダーを見返すことで自分の傾向を知ることができます。

③ 「仕事が最優先でなければならない」という考えを改める

「いざ」というときは、誰もが仕事を最優先にすることになります。ただ、その「いざ」という時がどのような時なのか、短期・中期・長期的な視点であらかじめ考えて影響度を評価し、対応策を明文化し、仕事を属人化させないことが全員にとってのリスクマネジメントになります。

女性が離職しない環境、管理職にキャリアアップできる環境の土台作りとして、検討されてみてはいかがでしょうか。

公認会計士 宇野 由利恵

バーチャル株主総会



バーチャル株主総会とは、オンライン上で株主総会を開催する方式のことであり、コロナ禍において、三密状態を回避して株主総会を開催する方法として注目されています。日本での導入事例は2020年6月までで120社以上(前年に比べ10倍以上)にのぼり、急速に拡大しています。

主なメリットとして、会社側では、①三密対策、②株主重視の姿勢をアピール、③株主総会の透明性向上、④会場代のコスト削減、株主側では、①株主総会の出席機会の拡大、②複数の株主総会に出席可能、③交通費の削減があります。

開催にあたっての主な留意点は、大容量通信環境の確保のほか、①議決権の行使・質問・議案の提出などに関するシステムの構築と、②オンライン上の株主の本人認証の必要性(なりすましの防止)です。

バーチャル株主総会には下記の類型及び特徴があります。

類型	リアル株主総会	議決権	会社法の出席	質問・コメント	法的効力
バーチャルオンリー型	開催無	行使可能	出席に該当	当日質問可	無効可能性
ハイブリッド出席型	開催有				行使不可能
ハイブリッド参加型					

米国では、バーチャル株主総会の内92%がバーチャルオンリー型であり、同型が日本においても今後主流になると予想されますが、会社法上の整備を要するため、一定の期間が必要と思われます。

公認会計士 米村 雲海



「家訓」に学ぶ

知人から「京都には老舗が多いが、そんな老舗には大切にしている家訓や社訓がある」と言われ、図書館を覗くと家訓に関する本が目についた。

清友監査法人が入居するビルは「六角堂」の境内にある。六角堂は587年に大阪の四天王寺建立の木材を探すために京都を訪れた聖徳太子により創建されたとされる。六角堂創建の約10年前、578年に四天王寺建立に携わった世界最古の会社といわれる「金剛組」が誕生している。「金剛組」の家訓は「お寺お宮の仕事を一生涯命やれ」、「大酒はつつしめ」、「身分にすぎたことをするな」、「人のためになることをせよ」である。

企業は「社会の公器」であり、社会の一員として「よき企業市民」であることが求められる。日本では、江戸時代の元禄バブルの崩壊に際して、このような考え方を家訓にして業績を伸ばした商人が多く存在する。住友家家訓では「いやしくも浮利に走り軽進すべからず」と説き、三井家の遠祖といわれる三井殊法は「売って悦び、買って悦ぶ」と説いている。

時代は流れ、松下幸之助は「商いの原点はどうしたら売れるかではなく、どうしたら人々に喜んでもらえるか」と説き、海外に目をむければP・Fドラッカーは「利益は、企業や企業活動にとって、目的ではなく制約条件である」と説く。

家訓は、企業や家が繁栄するための必要なエッセンスが凝縮されたものであり、不透明な経済環境を生き抜くヒントが満載だ。自分にピッタリの家訓を探すのも楽しいのではないだろうか。

公認会計士試験合格者 浅野 良治  
 出典文献 荒田弘司「江戸時代の商家の家訓に学ぶ現代の企業経営」  
 産業経営研究 第25号

## 睡眠について



歳を経るごとに、人は健康への関心が高まりつつある。健康に良いことを習慣化しようと、年毎に目標を立てたりもする。

健康の三大柱といえれば運動・栄養・睡眠だが、その中で一つだけ充実させるなら睡眠が一番効果的、ということが近年の研究で分かってきた。

睡眠不足は集中力や記憶力を奪い、食欲を増進して代謝機能を低下させる。また若い頃からの慢性的な睡眠不足は、成人病やアルツハイマー病のリスクを飛躍的に高くする。

私たちは起きている間にどんどん死に向かっていくが、それを眠りが逆行させてくれているらしいのだ。

最近の研究で衝撃的だったのは、現代人の平均的な7時間睡眠でも、実はパフォーマンスが落ちているという事実だ。6時間以下の睡眠で本来

のパフォーマンスができる人はゼロに

等しく、普段6〜7時間しか寝ていない人たちが8時間以上睡眠をとるようになると、ざっくり2割ほどパフォーマンスが上がるとも言われている。

それならと、良質な睡眠のために行動してみた。

例えばカフェインの半減期は摂取してから5〜7時間と言われるので、午後のコーヒーは控えよう。アルコールも、寝る前のSNSも諦めて、適度に運動し、読書で夜更かしせず早寝を心がける。

これらを実践してみると、睡眠トラックの数値は格段に良くなった。けれども同時に人生の彩りが灰色に近づいていく気がする。

健康と彩りの板挟み。睡眠を整えようとすると、結局やるべきことは生活改善ということになるようだ。

(吾唯足知)



## DX デジタルトランスフォーメーション

2004年にスウェーデン・ウメオ大学のエリック・ストルターマン教授がその概念を提唱して以来、研究者・経営者を中心に注目が集まりました。

DXとは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」(経済産業省デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会、2018.12月、デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン)とされています。

経済産業省では2018年9月に現状の課題の整理とその対応策をレポートにまとめ、同年12月には「DX推

進ガイドライン」を公表し、その中でITによる新たなビジネスモデルの創出を謳う一方で、古いシステムを放置することによる弊害を訴えています。

2020年にコロナ禍が起き、感染症対策と経済活動の両立が求められるようになり、また行政の非効率ぶりが報道されるなか再びDXが注目されるようになりました。

さらに菅内閣が行政のデジタル化を政策課題の一つに据えました。今のところ既存アナログ手法の廃止が話題の中心ですが、先に紹介した定義にある「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」ができるかが注目されます。

足立 陽一



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所  
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365  
http://www.nakano-cpa.com/  
発行人 中野 雄介

表紙写真  
「先を取る」  
林 遼介  
(清友監査法人)